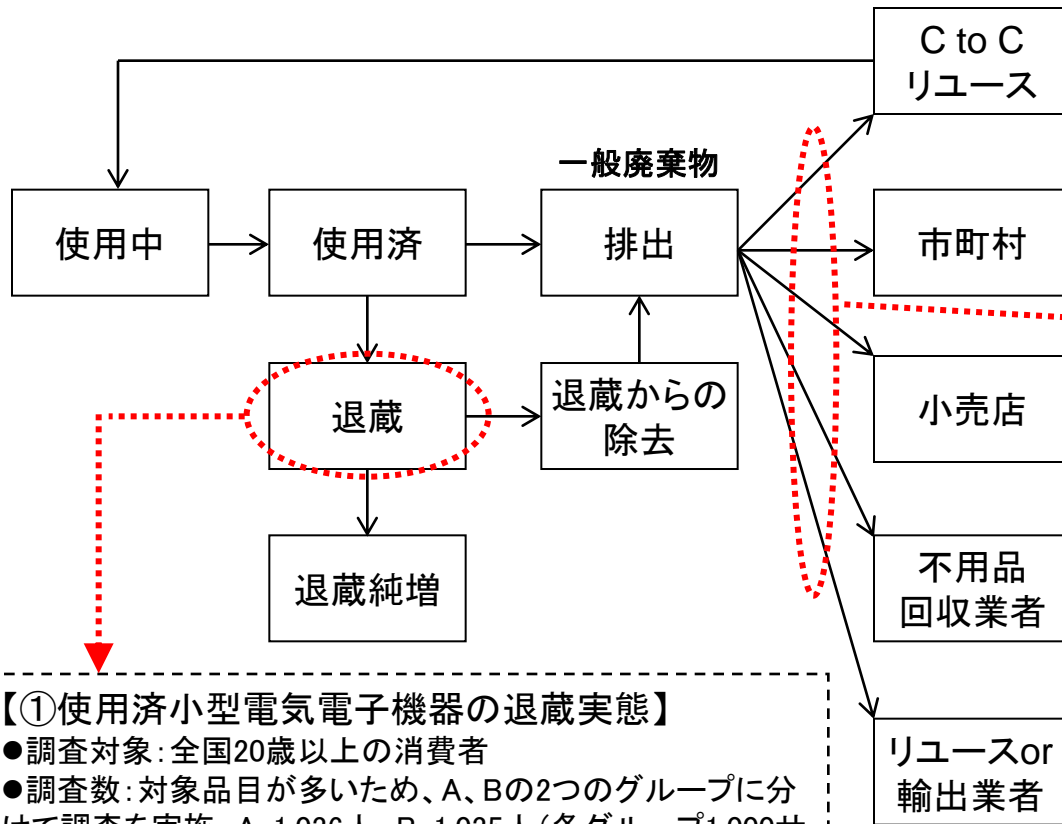




# 消費者アンケート結果 (途中報告)

# 報告内容・調査方法

- 使用済小型電気電子機器のフロー推計のうち、消費者アンケート調査の結果を報告する。
- 具体的には、①使用済小型電気電子機器の退蔵実態、②使用済小型電気電子機器の排出先について調査結果を報告する。



## 【①使用済小型電気電子機器の退蔵実態】

- 調査対象: 全国20歳以上の消費者
- 調査数: 対象品目が多いため、A、Bの2つのグループに分けて調査を実施。A: 1,036人、B: 1,035人(各グループ1,000サンプルを目標)
- 調査方法: インターネットモニター調査
- 調査項目: 回答者世帯における小型電気電子機器の使用台数、退蔵台数(携帯電話等、個人保有が想定される製品については、個人使用台数、個人退蔵台数、回答者以外の家族の使用台数、回答者以外の家族の退蔵対数を尋ねた)

## 【②使用済小型電気電子機器の排出先】

- 調査対象: 過去1年間以内に小型電気電子機器の排出経験のある全国20歳以上の消費者
- 調査数:
  - 事前調査: 60,000人
  - 本調査: 7,164サンプル(各品目100サンプル以上を目標)
- 調査方法: インターネットモニター調査
- 調査項目:
  - 排出時の使用状況
  - 排出した製品の入手年
  - 排出したきっかけ
  - 排出先(引渡し先)
  - 排出先(引渡し先)を選んだ理由
  - 排出時の費用のやりとり
  - 排出時の具体的な費用

# 使用済小型電気電子機器の退蔵の考え方

- 退蔵の定義は、既往調査研究※等を参考に、「1年以内に使用していない製品」とした。  
調査対象品目のうち、ビデオカメラやデジタルカメラ等は特定の時期・行事において使用される場合もあるが、この特定の時期・行事は最長でも1年周期であると仮定し、1年以上使用していない製品は使用機会があるが使用されておらず、退蔵されていると考えた。
- アンケート調査では、個人に対してその個人が属する世帯の状況を尋ねることとした。調査対象品目には、携帯電話やノートパソコンのように個人使用・個人退蔵が想定される製品と電子レンジや電気炊飯器のように世帯使用・世帯退蔵が想定される製品が混在しているため、より正確な調査結果を得るために、個人使用・個人退蔵が想定される製品と世帯使用・世帯退蔵が想定される製品に分けて調査を実施した(下図、網かけが退蔵製品)。
- 次ページに示す退蔵割合とはある製品について退蔵製品が1台以上ある世帯の割合を意味する。

【個人使用・個人退蔵が想定される製品】

【世帯使用・世帯退蔵が想定される製品】

		住まいにあるすべての製品	
		自分専用	家族共有・ 自分以外の家族専用
1年以内に使用している	自分専用 に所有しているもので、自分が本来の用途で1年以内に使用しているもの	家族共有や自分以外の家族専用 に所有しているもので、家族の誰かが本来の用途で1年以内に使用しているもの	
1年以内に使用していない (壊れたものも含む)	自分専用 に所有しているもので、自分が本来の用途で1年以内に使用していないもの(壊れたものも含む)	家族共有や自分以外の家族専用 に所有しているもので、家族の誰かが本来の用途で1年以内に使用していないもの(壊れたものも含む)	

		住まいにあるすべての製品	
		自分専用	家族共有・ 自分以外の家族専用
1年以内に使用している	自分や自分以外の家族が本来の用途で1年以内に使用しているもの		
1年以内に使用していない (壊れたものも含む)	自分や自分以外の家族が本来の用途で1年以内に使用していないもの(壊れたものも含む)		

※ 平井ら(京都大学環境保全センター):平成20年度廃棄物処理等科学研究費補助金研究報告書 小型電気電子機器のリサイクルにかかる行動モデル研究:

# 使用済小型電気電子機器の退蔵実態

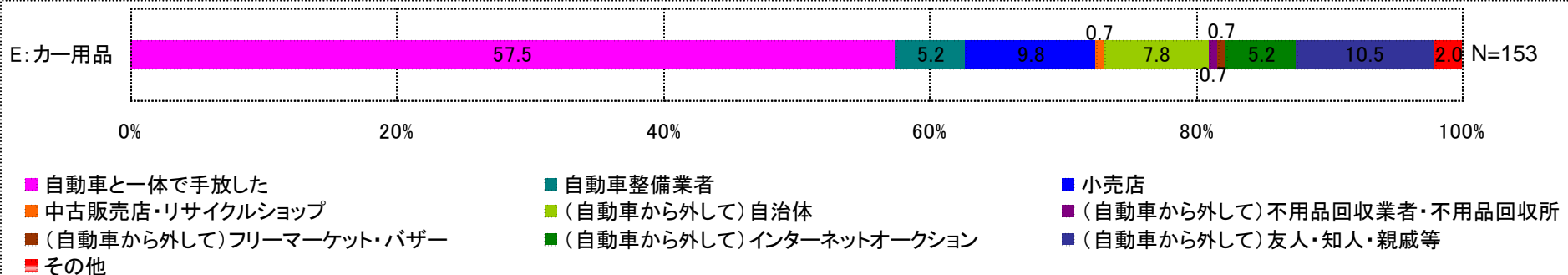
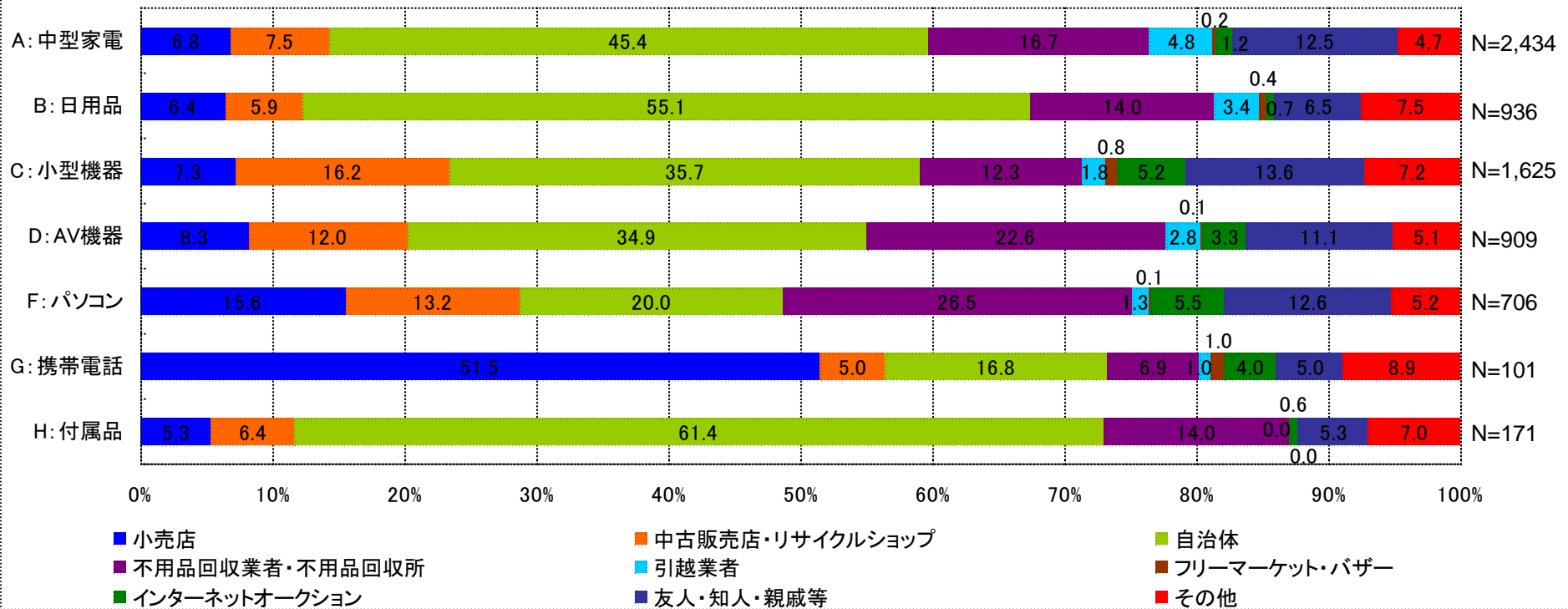
●携帯電話・PHS(52.7%)、携帯音楽プレーヤ(31.5%)等、比較的小型の場合、退蔵が多い。また、ビデオ・DVDプレーヤー・レコーダ(39.9%)、電気調理器(35.9%)、電気美容機器(33.7%)も退蔵が多くなっている(ここでの退蔵割合は各品目について1台以上退蔵している世帯の割合を示す)。

品目	退蔵割合 %
携帯電話・PHS	52.7
デジタルカメラ	26.1
カメラ(デジタルカメラ以外のその他のカメラ)	31.6
携帯音楽プレーヤ(デジタルオーディオプレーヤ、テープレコーダ、MDプレーヤ、CDプレーヤ)	31.5
時計(腕時計、置き時計、掛け時計等)	59.6
電卓	30.7
電子辞書	12.2
カーナビ(外付け持ち運び可能なタイプ)	2.3
カー電子機器(カーナビ(据付型のタイプ)、カーテレビ、カーDVD、カーステレオ、カーCDプレーヤ、カーMDプレーヤ、カーアンプ、カースピーカ、カーチューナ、カーラジオ、VICSユニット、ETC車載ユニット)	6.8
デスクトップ型パソコン	20.1
ノートブック型パソコン	24.1
タブレット型パソコン	0.7
パソコン用モニター	12.9
据置型ゲーム機	30.0
携帯型ゲーム機	22.2
電子玩具	9.7
ラジオ	28.4
ラジカセ・ステレオセット・スピーカ・アンプ	29.0
ビデオカメラ	21.5
ICレコーダ	5.5
デジタルフォトフレーム	4.2
ビデオ・DVDプレーヤー・レコーダ(再生機能のみ・録画機能付のものを含む)	39.9
プロジェクタ	0.8
アンテナ	10.0
チューナ	8.5
電球・蛍光灯	27.6
電気照明器具	34.2
小型電気電子機器付属品(リモコン、キーボード、マウス、モデム、ゲーム用コントローラ、プラグ、ACアダプタ、延長用コード等)	60.6

品目	退蔵割合 %
電子レンジ・オーブンレンジ	8.7
電気炊飯器(電気がま)	12.9
食器洗い乾燥機・食器乾燥機	4.2
電気瞬間湯沸器(電気給湯器)	4.7
電気クッキングヒーター	5.4
電気調理器(電気圧力鍋、電気ジャーポット、揚げ物器、ホームベーカリー、精米器、ミキサー、コーヒーマーカー・コーヒーマル及びティーマーカー、トースター、ホットプレート等)	35.9
換気扇(据付型も含む)	9.4
家庭用生ごみ処理機	1.7
空気清浄機・加湿器・除湿機	21.8
扇風機	21.0
電気暖房機器(電気ファンヒーター等)	21.5
電気カーペット	16.2
こたつ	20.9
電気毛布	16.8
電気掃除機	23.3
電気アイロン	14.9
ミシン	16.9
布団乾燥機	11.4
ズボンプレスサー	3.3
体脂肪計・体重計	14.2
懐中電灯	34.6
電気美容機器(電気かみそり、ドライヤー、電動歯ブラシ、その他の電気美容機器)	33.7
家庭用医療機器(電気マッサージ器、血圧計、電気体温計、吸入器、補聴器等)	20.7
固定電話機・FAX	11.8
プリンタ	18.3
電気ギター	4.1
電子キーボード	9.9
電動工具(電気ドリル、電気のかぎり等)	9.6

# 使用済小型電気電子機器の排出先

- 全体的に自治体への排出先が多い(約20%~61%)。また、携帯電話は小売店への排出が多く(約52%)、小型機器、パソコンは中古販売店・リサイクルショップへの排出も多い。
- 不用品回収業者・不用品回収所への排出も比較的多い(約12%~27%)。



※ パソコンの排出先の「その他」には「メーカー(資源有効利用促進法に基づく回収)」が含まれている。

# 参考：品目の分類

分類	具体的品目
A: 中型機器	<b>【比較的サイズが大きい製品】</b> 電子レンジ、炊飯器、食器洗い乾燥機、電気温水器(電気瞬間湯沸器)、クッキングヒーター、家庭用生ゴミ処理機、空気清浄機、扇風機、電気暖房機器、電気カーペット、こたつ、電気毛布、電気掃除機、家庭用ミシン、布団乾燥機、ズボンプレスサー、家庭用医療機器(電気マッサージ器(マッサージチェアを除く)、血圧計、体温計、吸入器、補聴器等)、電気ギター、電気照明器具
B: 日用品	<b>【日常的に使用される製品】</b> 電気調理器(電気圧力鍋、ジャーポット、フライヤー(揚げ物器)、ホームベーカリー、精米器、ミキサー、コーヒーメーカー・コーヒーミル及びティーメーカー、トースター、ホットプレート等)、換気扇、電気アイロン、体脂肪計・体重計、懐中電灯、電気美容機器(電気かみそり、ドライヤー、電動歯ブラシ、その他の電気美容機器)、電球・蛍光灯
C: 小型機器	<b>【比較的サイズが小さな製品】</b> 固定電話機・FAX、電卓、電子辞書、電子玩具、デジタルカメラ、携帯音楽プレーヤ(デジタルオーディオプレーヤ、テープレコーダ、MDプレーヤ、CDプレーヤ)、ICレコーダ、デジタルフォトフレーム、カメラ、時計、据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機
D: AV機器	<b>【オーディオビジュアル(AV)用品】</b> ラジオ(ラジカセを除く)、ビデオカメラ、DVD・ビデオプレイヤー・レコーダ、ラジカセ・ステレオ・スピーカ・アンプ、プロジェクタ、アンテナ、チューナ
E: カー用品	<b>【カー用品】</b> カー電子機器(カーナビ、カーカラーテレビ、カーDVD、カーステレオ、カーCDプレーヤ、カーMDプレーヤ、カーアンプ、カースピーカ、カーチューナ、カーラジオ、VICSユニット、ETC車載ユニット)
F: パソコン	<b>【パソコン本体】</b> デスクトップパソコン、ノートブックパソコン、タブレット型パソコン(iPad等)、パソコン用モニター、家庭用プリンタ
G: 携帯電話	<b>【携帯電話】</b> 携帯電話・PHS
H: 付属品	<b>【電気電子機器の付属品等】</b> 小型電気電子機器付属品(リモコン、キーボード、マウス、ゲーム用コントローラ、イヤフォン、ヘッドフォン、ACアダプタ、延長用コード等)